

相 談

無料法律相談会

- ▼日時 12月2日(月) 午前9時～午後1時
- ▼相談内容 借金問題、離婚、相続・贈与の問題、土地(借地)・建物のトラブル、境界争い、夫婦・親子など家庭内の問題、近隣とのトラブル、セクハラ、DV問題、交通事故などでお困りの方の相談
- ▼相談受付件数 12件まで(1人20分程度)
- ※相談日前日までの電話予約とします。ただし、当日空きがある場合は、当日でも受け付けいたします。

圖福祉課 社会福祉係

☎68・2211(内線122)

行政書士無料相談会

- ▼日時 11月17日(日) 午後1時30分～4時30分
- ▼場所 利根町文化センター 1階集会室
- ▼相談受付 事前予約(6組まで)
- ▼相談内容 相続、遺言、農地転用、外国人の在留資格、官公署の許認可全般
- ▼申し込み方法 平日午前10時～午後2時 ※相談日の3日前までに電話で申し込み
- ☎090・1603・7374 野村

まんまるびより

「障がいのある子を育てる親の会」 障害のある子を育てる家族が集まり、体験談や情報交換を行います。当日は、町が委嘱した障害者相談員の方と気軽に相談やお話しもできます。障害者相談員は、当事

そ の 他

道路上にはみ出した草木などの適切な管理を

私有地から草木などが道路や歩道にはみ出していると、道幅が狭くなり、通行の妨げになるとともに、歩行者や車両を巻き込む事故につながる恐れがあります。

私有地から道路上にはみ出した草木の所有権は、その土地の所有者にあるため、町で伐採や剪定などの対応をすることはできません。(民法233条)

私有地からはみ出した草木などが原因で事故などが発生した場合は、その所有者の方が責任を問われることがあります。(民法717条)

みだりに道路を損傷し、汚損してはいけません。みだりに道路に土石、竹木などの物件をたい積し、その他道路の構造または交通に支障をおよぼす行為を行わないでください。(道路法43条)

道路の安全確保と快適な利用のため、伐採や剪定などを行い、適切な管理をお願いします。

圖建設課 管理用地係

☎68・2211(内線224)

自然災害を生き抜くために地域との連携を強化しましょう

自治会などへの加入について 災害が起きたとき、被害を最小限にするためには、地域の防災力を高めておくことが重要です。

大きな災害が起き、家屋が倒壊し生き埋めや閉じ込められた場合、家族のみの力で

者またはその家族でもあるため、同じ悩みや不安を経験しているかもしれません。

- ▼対象者 障がいのある方、その家族
- ▼日時 12月4日(水) 午前10時～正午
- ▼場所 利根町役場議会棟1・B会議室
- ▼料金 無料
- ※今年度より、【障がい者まちかど相談室】は【まんまるびより】に名称変更となりました。

圖福祉課 障害福祉係

☎68・2211(内線123)

介護者のつづき

『介護者のつづき』は、介護者同士が集まり、毎月第2水曜日に開催しています。座談会や食事会などを通して情報交換を行い、お互いの交流を図っています。

また、利根町社会福祉協議会との共催で日帰り旅行や新年会などのリフレッシュ企画もありますので気軽にご参加ください。

- ▼日時 12月11日(水) 午後1時30分
- ▼場所 利根町保健福祉センター
- ▼内容 懇談会
- ▼参加費 無料(申し込み不要)
- ※イベント時は実費負担あり。
- 圖利根町地域包括支援センター
- ☎68・2211(内線130)

龍ヶ崎地方家族会(ピア・かたつむり)定例会

家族の中に精神障害の当事者を持つ父母や兄弟が集まって、毎月1回「家族を支える会」を開催しています。「支える会」は家族や親族だけが参加出来る会で、安心し

の救助には限界があります。もちろん大災害が発生した際には、自衛隊や救助隊などが出動し、救助にあたりますが、多くの方は、

「自助」(自分の身は自分で守ること) 「共助」(近隣・地域による助け合い) によって命を救われています。

このような結果から、日ごろから周りの方々との連携を強化するためにも、地元の自治会や町会などへ加入し、いざという時のために「絆」を深めておきましょう。

圖総務課 秘書広聴係

☎68・2211(内線314)

ひとり親家庭の小学校新入学児童に対する入学祝品贈呈

茨城県母子寡婦福祉連合会から、令和7年4月に小学校に入学するひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)のお子さんに、入学祝品(学用品)を贈呈します。該当児童のいるひとり親家庭で祝品を希望される方は、役場子育て支援課まで、申請してください。

- ▼申込期限 12月19日(木)
- ▼申し込みに必要な情報 ①住所 ②児童氏名 ③生年月日 ④保護者名 ⑤連絡先
- 申込場子育て支援課 子ども福祉係
- 圖茨城県母子寡婦福祉連合会
- ☎029・221・7505



て悩みを話し合い、多くの参考意見が聞ける場です。時には専門家を講師に迎えて医療や福祉制度についての勉強もします。事前の申し込みは不要ですので、初めて参加される方も気軽にお立ち寄りください。

- ▼日時 12月7日(土) 午後1時30分～3時30分
- ▼場所 龍ヶ崎市市民活動センター 大会議室(龍ヶ崎市馴馬町2445)
- ▼対象地区 利根町・龍ヶ崎市・稲敷市・河内町・つくば市

▼主催 龍ヶ崎地方家族会(ピア・かたつむり) 圖龍ヶ崎地方家族会会長 竹之内

☎090・1614・2371

多重債務者のための無料法律相談会

借金の返済でお困りの方を対象に、弁護士、消費生活相談員が無料・秘密厳守で相談に応じます。

- ▼日時・場所 ①11月26日(火) 取手市役所議会棟
- ②11月28日(木) 日立ビックセンター
- ③12月3日(火) 坂東市立岩井公民館風の砦
- ④12月5日(木) 茨城県水戸合同庁舎
- ⑤12月8日(日) 午後4時～午後8時
- ▼定員 各会場5名(事前予約制、定員になり次第締め切り)

▼申込期間 相談会当日の1週間前まで 圖茨城県 生活文化課

☎029・301・2829

こんなときは必ず税務課に連絡・届け出を

●建物の新増築や取り壊しをしたとき 建物の新築・増築、または取り壊しを行い、税務課資産税係の調査を受けていない建物がある場合には、面積の大小にかかわらず必ずご連絡をお願いします。

また、年末年始にかけて完成・取り壊しが見込まれる場合にもお知らせください。 ※連絡や届出がない場合、すでに取り壊した建物でも課税されてしまうため、忘れずに届け出をしてください。

●固定資産の所有者が亡くなったとき 相続人の方から代表者(亡くなった方に代わり、新たに納税される方)を決めていただく「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」を提出していただきます。この申告書により、法務局での相続登記が完了するまでの間、代表者の方へ納税通知書を送付いたします。

なお、法務局での登記がない未登記家屋の場合には「未登記家屋所有者変更届」の手続きが必要です。

●自宅に隣接する土地を購入または借用し宅地として一体利用しているとき 一画地として住宅用地の特例措置が受けられる場合がありますので、お知らせください。

▼固定資産税とは 毎年1月1日(賦課期日)に、土地・家屋・償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます。)を所有している人が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

圖税務課 資産税係

☎68・2211(内線208)

あなたの 現状のまま 家・不動産買取ります。

☎ 0120-36-7082

即金買取 諸経費0円

※物件・査定状況により異なります

支払い最短 48時間



HOUSEDO ハウスドゥ 取手戸頭(株式会社JOB HOPE)

ハウスドゥ取手戸頭 買取

墓石・燈籠・石材全般

株式会社 石のエビハラ

フリーアクセス Tel 0120-68-8751 定休日：水曜日
Tel 0297-68-8751 利根町横須賀 1304 (利根中学校前)
URL : http://www.ishiebi.sakura.ne.jp/

